

個人情報の共同利用について

個人情報保護法においては、個人データを特定の者と共同で利用する場合には、

- ① 共同利用する趣旨
- ② 共同利用する個人データの項目
- ③ 共同利用者
- ④ 共同利用目的
- ⑤ データ管理責任者の氏名または名称

について、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。

当組合では、共同事業内容の公表を、当組合事務所への掲示および当組合のホームページ等への掲載をもって行うことといたします。

【 当組合が共同利用する事業 】

- (1) 健康保険組合連合会との共同事業「高額医療給付に関する交付金交付事業」
- (2) 事業主との共同事業「被保険者の定期健康審査等及び保健事業の推進事業」
- (3) 業務委託者（別に定める）並びに事業主との共同事業「特定保健指導業務」

※ 共同利用の停止を希望される場合は、相談窓口までお問い合わせ下さい。

(1) 高額医療給付に関する交付金交付事業

<事業内容>

健康保険法附則第2条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に申請することによりその費用の一部が健康保険組合連合会（以下「健保連」という）から交付されるものです。

<利用データ>

- ・診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という）の電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトの写し
- ・当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額等を記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」

<共同利用者>

当組合 ⇒ 給付担当者とその上長及び業務処理委託業者（株式会社大和総研）

健保連 ⇒ 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員及び業務処理委託業者（公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部 及び協力会社）

<利用目的>

当組合 ⇒ 申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためレセプトデータを利用します。

健保連 ⇒ 申請内容を審査し、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

<管理責任体制>

三越伊勢丹健康保険組合 東京都新宿区新宿5丁目17-18

理事長 白藤 淳

管理責任者 常務理事

健康保険組合連合会 東京都港区赤坂8-5-26

会長 宮永 俊一

管理責任者 組合サポート部 部長

(2) 被保険者の定期健康診断等及び保健事業等の推進事業

<事業内容>

事業主が労働安全衛生法第66条並びに労働安全衛生規則第44条の定めに基づき実施する定期健康診断と当組合が高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施する特定健康診査並びに健康保険法第150条に基づき実施する保健事業としての健康診査（以下「定期健康診断等」という。）の事業を共同で実施し、その情報を共同利用のうえ保健事業に活用します。

<利用データ>

- ・定期健康診断等の結果データ
- ・健診対象者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、被保険者等記号番号、事業主名、所属部署名、社員コード番号

<共同利用者>

当組合 ⇒ 保健事業担当者及びその上長

事業主 ⇒ 産業医、保健スタッフ、健診担当者

<利用目的>

当組合 ⇒ 被保険者の健康の保持・増進を目的とし、健康相談、生活習慣病対象者及びその予備軍を健診データを基に健康教育及び統計分析に利用します。

事業主 ⇒ 産業医、保健スタッフ、健診担当者による個別の健康管理並びに指導を必要とする個人への健康管理に利用します。

<管理責任体制>

当組合 ⇒ 常務理事・事務長

事業主 ⇒ 各事業主所轄担当長等

（３） 特定保健指導業務

＜事業内容＞

当組合では、特定健康診査等に基づき健康相談・生活習慣病対象者及びその予備軍の健康教育・保健指導等の健康支援を実施する上で効率的、効果的であるために業務委託者並びに事業主と共同で事業を実施します。

＜利用データ＞

- ・ 特定健康診査の生活調査票（問診表）と結果データ
- ・ 保健指導対象者（被保険者及び被扶養者）の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、被保険者等記号番号
- ・ 業務委託者が実施するアンケート記載項目、保健師・管理栄養士等の事業報告書
- ・ 事業主名、所属部署名、社員コード番号

＜共同利用者＞

当組合 ⇒ 保健事業担当者及びその上長

業務委託者 ⇒ 特定保健指導担当者

事業主 ⇒ 産業医、保健スタッフ、健診担当者

＜利用目的＞

当組合 ⇒ 被保険者及び被扶養者の特定保健指導の事務処理、特定保健指導の実施、結果の分析、情報提供を目的とし、業務委託者及び事業主との共同利用を行います。

＜管理責任体制＞

当組合 ⇒ 事務長・常務理事

業務委託者 ⇒ 特定保健指導担当管理責任者

事業主 ⇒ 各事業主所轄担当長等

※ 個人情報の取扱いに関する苦情や相談等がある場合は、窓口へご相談下さい。

【窓口】

三越伊勢丹健康保険組合 個人情報保護取扱窓口（事務長）

TEL：（直通） 03-5273-5102、（内線）801-23-900

受付時間 午前11時～午後4時（日曜日、年始休日を除く）